2　前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3　特定建築物調査員が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なくその特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（建築設備検査員資格者証の交付の申請）

第六条の二十二　法第十二条の三第三項の規定によつて建築設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第六条の二十三　第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の十七第二項	前項	第六条の二十二
第六条の十七第二項第三号	第六条の九第十二号	第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号
第六条の十七第二項第三号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	第十二条の三第三項第二号
第六条の十七第三項	第一項	第六条の二十二
第六条の十八	建築物の調査等	建築設備の検査等
第六条の十九	第六条の十七	第六条の二十二並びに第六条の二十三において読み替えて準用する第六条の十七第二項及び第三項
	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十一様式
第六条の二十第一項	別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の十二様式
第六条の二十一第一項	第十二条の二第三項	第十二条の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の二第三項
	別記第三十七号の九様式	別記第三十七号の十三様式

（防火設備検査員資格者証の交付の申請）

第六条の二十四　法第十二条の三第三項の規定によつて防火設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十四様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第六条の二十五　第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の十七第二項	前項	第六条の二十四
第六条の十七第二項第三号	第六条の九第十二号	第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九第十二号
第六条の十七第二項第三号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	第十二条の三第三項第二号
第六条の十七第三項	第一項	第六条の二十四
第六条の十八	建築物の調査等	防火設備の検査等
第六条の十九	第六条の十七	第六条の二十四並びに第六条の二十五において読み替えて準用する第六条の十七第二項及び第三項
	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十五様式
第六条の二十第一項	別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の十六様式
第六条の二十一第一項	第十二条の二第三項	第十二条の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の二第三項
	別記第三十七号の九様式	別記第三十七号の十七様式

（昇降機等検査員資格者証の交付の申請）

第六条の二十六　法第十二条の三第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第一項の規定によつて昇降機等検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十八様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第六条の二十七　第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の十七第二項	前項	第六条の二十六
第六条の十七第二項第三号	第六条の九第十二号	第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第十二号
第六条の十七第二項第三号及び第三項	第十二条の二第一項第二号	法第十二条の三第三項第二号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第一項第二号
第六条の十七第三項	第一項	第六条の二十六